

市 民 会 館
基本使用料金表

(税込金額 単位:円)

		午前	午後	夜間	全日
		9時～12時	12時～17時	17時～21時	9時～21時
大ホール	平日	8,800	13,200	17,600	38,500
	土・日・祝	11,000	15,400	19,800	46,200
中ホール	平日	3,960	5,280	6,600	14,300
	土・日・祝	4,620	6,160	7,920	17,600
楽屋	A B 室	550	660	880	1,980
	C 室	440	550	660	1,540
	リハーサル室	660	880	1,210	2,530
	ホワイエ	2,530	3,300	4,290	9,900

使用時間について

使用時間は、会議の準備から、後始末に要する時間を含んでいます。
使用料は、午前と午後、午後と夜間をとおして使用する場合、それぞれの使用料を合算した額をいただきます。

時間超過について

時間区分を超えて使用した場合は超過1時間(1時間未満は1時間とする。)について、承認された時間区分の次の区分の使用料(午後9時以後にわたるときは、夜間の使用料)の1時間当たりの料金をいただきます。

割増料金について

商品の宣伝、展示、直接販売行為等を目的として使用する場合の使用料は、10割増しとする。ただし、芦別市に住所又は事業所等を有しない者が行う商品の直接販売行為については、30割増とする。

入場料等をとる催し物の場合

入場料、会費又は名称のいかんを問わず、これらに類するものを徴収する場合の使用料は次の率で加算されます。
ただし、入場料の額が2種類以上定められている場合には、その最高額を基準として算定されます。

- | | |
|----------------------|-----------|
| (1) 501円以上1,000円以下 | 基本使用料の 5割 |
| (2) 1,001円以上2,000円以下 | 基本使用料の10割 |
| (3) 2,001円以上3,000円以下 | 基本使用料の15割 |
| (4) 3,001円以上 | 基本使用料の20割 |

練習等の使用料

練習等のため、舞台のみを使用するときは、基本使用料の2割をいただきます。

暖房料及び使用料

概ね11月から翌年4月までは暖房料が、又、冷房が必要なときは冷房料がかかります。料金はそれぞれ基本使用料の6割です。
前記以外の月でも気象条件により、暖房を使用した場合はいただきます。

使用上の注意

- 承認書は、会館使用の際携帯し、職員の要求があったときには提示してください。
- 承認された時間に準備、後始末の時間を含みますので注意してください。
- 会館の使用の権利は、他人に譲ったり転貸することはできません。
- 既に納めた使用料は、条例で定める以外はお返しできません。
- 施設、付属施設等の使用に当たっては、すべて職員の指示に従ってください。
- 壁、柱、窓等にはり紙をしたり、又は画びょう、釘等を打ち込まないでください。
- 使用者は、会館内の秩序保持のため必要な整理員を配置してください。
- 許可なく物品の販売、広告、宣伝及び寄付募集行為はしないでください。
- 火気の取り扱いには特に注意し、指定された場所以外での喫煙はさせないでください。
- 指定された場所以外での飲食、館内でのチューインガムは食べさせないでください。
- 下駄、泥靴での入場はさせないでください。
- 騒音や罵声を発し、又は暴力を用いるなど他人に迷惑をかける行為はさせないでください。
- 建物及び付属設備等を破損し、又は滅失したときは、何人の行為であっても、使用者は、その損害を弁償してください。
- 使用者が搬入した物品等は、使用者の責任において管理してください。
- 使用時間は正確に守り、使用の前後には必ず職員に申し出てください。
- 催し物のプログラムは、使用日7日前までに会館に提出してください。
- 詳細については、会館事務室にお問い合わせください。